

兵庫県診療情報管理研究会 会則

(名称)

第1条 本会は、兵庫県診療情報管理研究会（以下本会という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、診療情報管理士ならびに診療情報管理に携わる者が相互連携にて、兵庫県における地域に密着した内容の情報交換や学習をすることにより、診療情報管理等の能力を向上させ、この地域における診療情報管理分野を発展させることを目的とする。

(会員の構成)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次の者とする。

- (1) 診療情報管理士
- (2) 病院業務に携わる者
- (3) この分野に関心のある者

(入会)

第4条 会に参加することで本会、会員資格を得る。尚、申し出によって辞退することもできる。会員の特権は次の通りである。

- (1) 次回開催の案内送付
- (2) 活動報告ならびに会計報告資料の送付
- (3) メーリングリストへの参加

(退会)

第5条 退会を希望する者は、事務局にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第6条 会費は参加費として一律千円を徴収する。
外部講師を招いての講演時には参加費として一律2千円を徴収する。

(役員)

第7条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名

2 幹事は本会活動を遂行し、任期は上限を2年とするが、再任は妨げない。

3 幹事の構成人数は若干名とし、選出は推薦（自他含む）する。

4 役割分担については幹事に一任する。

5 会長は幹事会において推薦する。

(幹事会)

第8条 幹事会は必要に応じ開催し、集会の運営に関することを協議し、この会の運営に必要と認められる場合は幹事以外の者にオブザーバーとして出席を求めることが出来る。
また、幹事会の内容は議事録を作成、保管する。
幹事会交通費は、実費相当分を会費から負担する。

(報告)

第9条 年度末に活動ならびに会計報告をする。

(監査)

第10条 会計監査役を1名、会長より任命する。
会計監査役の任期は3年とする。再任は妨げない。

(講師料)

第11条 外部講師料は上限を3万円とし、交通費は実費相当分を会費から負担する。尚、詳細は幹事会で審議する。
発表者は当該参加費を免除する。

付 則

この会則は平成24年7月1日から施行する。

以上